

〔講演〕

裁判官の仕事 大都市で地方の街で

西田美昭

（本稿は、2015年10月23日、成蹊大学法学部で行なった講演の原稿に注を加えるなどの補正をしたものである。本稿を本号に寄稿した経緯を末尾に掲載した。）

なお、当日レジュメを配布したが、その内容は原稿に含まれており、参照条文は注として〔 〕内に加したので、配付資料は省略した。また、紹介した裁判例についての解説で、講演後に刊行されたものも、注として〔 〕内に加した。）

- 1 民事と刑事
- 2 街で出会った訴訟当事者
- 3 東京の裁判所で
- 4 裁判官の仕事の特質
- 5 おわりに

1 民事と刑事

(1) 私は、法科大学院の教員をしています。1969年に裁判官になって、2008年まで39年あまり、主に民事事件を担当してきました。

今、民事事件といいましたが、裁判所で扱う事件の種類は、大きく分けると、民事事件と刑事事件に分けることができます。

刑事事件というのは、犯罪が起きて、警察などが捜査して、犯人と

疑われる人を調べて、事件を検察官に送り、法律家である検察官が、証拠はあるか、法律的な問題はないか検討した上で起訴した被告人について、法廷で、犯人であるという証拠が十分か、被告人の行為が犯罪に該当するか、正当防衛など刑罰を科さない理由があるか審理して、被告人が、真犯人かどうか、行為が犯罪に該当するかや、正当防衛ではないことに疑いが残る場合には無罪とし、犯人と認められ刑罰を科する場合にはどういう刑罰を科するかを決める裁判ですね。

犯人と疑われる人が未成年者の場合には、検察官は全ての事件を家庭裁判所に送って、家庭裁判所で、その人が犯罪（未成年の場合は「非行」といいます。）をした証拠が十分か審理して、犯人と認められる場合は、その人が非行を繰り返さないためにはどのような教育的処分をするかを決めます。広い意味では刑事事件に含まれますが、未成年者が対象ですので「少年事件」と言います。その人が女性でも少年事件です。

これに対して、民事事件は、個人や会社の間の、売買代金を払ってくれないので払って欲しい、交通事故でけがをして働けなくなったのに、自動車の持ち主が十分な損害賠償をしてくれないので、支払を命じて欲しいなどの訴訟について、原告、被告双方の主張や証拠に基づいて、原告の求めていることが法的に認められるかどうかを決める裁判ですね。税務署から税金を払うように命じられた個人や会社が、国を被告として税金の支払いを命ずる処分の取消しを求めるなど、国や都道府県、市町村に対して行政処分の取消しを求める行政訴訟も広い意味では民事事件の中に含まれています。

夫婦の間の争いや亡くなった人の財産を相続人の間でどのように分けるかについての調停、審判も広い意味での民事事件ですが、手続が少し違うので「家事事件」と呼んで区別しています。

少年事件と家事事件は家庭裁判所が扱います。刑事事件と民事事件は地方裁判所が一審を扱いますが、罰金などの軽い刑罰を科することになる刑事事件と、争いの対象となる金額が低い民事事件の一審は簡易裁判所が扱います。

このように、裁判には大きく分けて、刑事事件、民事事件、少年事件、家事事件と4つの分野がありますが、司法試験に合格した裁判官であれば、資格としては、どの分野の事件も担当することができます。

す。実際にも若いうちは、いろいろの分野の事件を担当して経験を積む場合が多く、その中からその人の得意分野は民事だ、刑事だと固まってくるのです。

- (2) 法学部で学んでおられる皆さんは、これまで勉強してきて、民法や商法、民事訴訟法など民事法の勉強が好きな方、刑法や刑事訴訟法など刑事法の勉強が好きな方があると思います。

いや、自分は、民事法も刑事法も全部好きだという人もいますが、その人は、これからも法律の勉強を続けて下さい。

でも、刑事法は好きだけど民事法はどうも分からなくてという人も、民事法は好きだけど刑事法はあんまりという人も、心配することはありません。民事法が好き、刑事法が好きという人は、その好きな科目の勉強を通じて、法律の考え方が分かっているのです。好きな科目だけでなく、不得意だと思っている科目についても講義を聞いて勉強を続けていると、だんだん分かり面白くなります。

それから、民事法も刑事法もどれも好きになれず、小説などを読んでいる方がいいという人も、実は、法律の勉強の基礎を養っているのです。法律学は実際の社会でのいろいろな活動をどのように規律するか、社会の中で発生する争いをどのようにして解決するかを学ぶ学問で、社会人として仕事や活動をしてみると、こんな問題について法律がどのように規律しているのか、このトラブルは法律的にはどう解決したらよいか疑問や関心が湧いてくるのです。小説を通して自分がまだ経験していない社会人としての経験、その時の気持ちを体験することで、法律への関心の素地が養われているはずです。法律の勉強に集中してみると、法律の勉強のおもしろさが分かってくるのではないかと思います。

- (3) 私は、学生時代は刑事法が好きで、刑法や刑事訴訟法のゼミをとりました。もちろん民法、商法や憲法も勉強して司法試験にはなんとか合格しましたが、司法修習生の時代も民事法や公法には苦手意識があり、同期の友達と民事法の勉強会を続けました。それでも、刑事法の方が好きでした。そんな私が、裁判官になって長く、主に民事関係の事件を担当し続けて来ました。

1969年に裁判官になったとき、最初に東京地方裁判所の民事部に配属になりました。判事補の辞令をもらった日の夕方、新任の裁判官全員のために、当時の最高裁判所の長官を始め最高裁判事など裁判所の幹部の方々が、お祝いのパーティーを開いて下さいました。

その会で、当時の最高裁判事の松田二郎さんという方から声をかけられました。松田裁判官は、民事裁判官としてエキスパートの方です。自己紹介をして民事事件を担当することになったということ、松田裁判官は、「最近の若い人は、刑事事件を希望する人が多いそうだが、何故だろう。」と質問されました。私は「刑事事件の方が、捜査の行き過ぎをチェックしたり、しっかり審理をして無実の被告人の冤罪をはらすなど、人権を守ることに直結するからでないでしょうか。」と刑事法に関心を持っている自分の気持ちをそのまま答えました。

すると松田裁判官は、にっこり笑いながら、「君、財産権も基本的な人権だよ。」とおっしゃいました。勿論、私は、憲法29条に財産権の保障の規定があることは知識として知っていましたが、松田裁判官のその言葉を聞いて、自分がこれから担当することになる民事事件が、原告にとっても被告にとっても基本的な人権である財産権を扱うものなのだと、改めて認識することができました。松田裁判官とはその時初めてお会いし、その後はお会いする機会はありませんでしたが、まさに一期一会の折りに与えて頂いた「財産権も基本的な人権だよ。」という言葉は、裁判官を退官するまで、私が仕事をする上での基本的な心構えとなりました。

2 街で出会った訴訟当事者

裁判官をしていて、街で、被告人や訴訟の当事者に出会うということは、大都市ではめったにないのですが、比較的小さな街ではときどきあります。そんなとき、私はこちらからは挨拶をしたり声を掛けたりはしないことにしていました。それは、お高くとまっているからではなく、刑事事件の被告人は勿論、民事事件、家事事件の当事者も、裁判をしていることを他の人に知られたくないのが普通で、小さな街では私が裁判官であることを知っている人がかなりいるので、私がその人に挨拶しているのを見たその人の知り合いが、「あなたは何故裁判官と顔見知りなのか。」と質問するようなことになってはいけな

という気持ちからなのです。相手の方から声を掛けられた場合でも、簡単に挨拶を返すだけにして、長い間話すことのないようにしていました。それは、先ほどと同じ理由の外に、もう一つ、民事事件や家事事件でその人と対立する立場の人が、挨拶してくれた人と私が長い間話しているのを見て、私がお互いの人と親しい知り合いで、事件でその人にえこひいきするのではないかと誤解することのないようにしたいという理由もありました。

でも、事件が終わって時間が経ってからの出会いには、うれしい出会いもありました。

(1) 小さな街で

北国の街から転勤することになって、職場の人が送別会をしてくれました。二次会に行った街の飲み屋さんから官舎のある裁判所の前まで皆であれこれ話しながらタクシーに乗り、料金を払うと、おつりを渡しながら運転手さんが、「判事さんご転勤ですか。あの事件ではお世話になりました。今は、まじめに働いています。ありがとうございます。」と声を掛けてきました。運転席から振り返っている顔をルームライトで見ても思い出しました。その3年程前の年の暮れ、もうすぐ年末年始の休暇という時期に、海岸から少し離れた海にウエットスーツを着てアクアラングを付けて潜りナマコを密漁したという事件で逮捕状を出しました。お正月に向けてナマコが高くなるので採って売ろうとしたものでした。逮捕されてやがて起訴されてきたのがその人でした。海上保安官が密漁の様子を撮影しており証拠は十分で、被告人も自白しているので審理はすぐ終わり、執行猶予付の懲役刑を言い渡しました。判決の後に、訓戒といって、今後を戒めるお説教をすることができるので、みぞれの降る真冬の海に潜って密漁するという間違った方向で努力するのではなく、まじめに働いて家族を安心させるようにとの趣旨を告げたように記憶しています。

向こうから、声をかけてくれたのは、執行猶予の趣旨に添ってまじめに働いていることに自信があったからだろうと受け止め、転勤にあたってのうれしいお饞別の言葉をもらったなと思いました。

「執行猶予」については新聞などで報道されることもあるので聞いたことがあると思います。資料に根拠となる刑法の条文の一部を引用

しておきました。

〔刑法 25 条（執行猶予）（1 項二号、2 項省略）

次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者〕

3 年以下の懲役刑などを言い渡す場合に、実際に刑務所へ入れるのではなく社会で生活させ、執行猶予の期間中犯罪を犯して執行猶予が取り消されることなく無事経過すれば、刑の言渡しは効力を失い、刑務所に入らなくて済むけれども、執行猶予期間中に又罪を犯して執行猶予が取り消されれば、後で犯した罪に対する刑と、執行猶予となっていた前の刑を合わせた期間、刑務所に入らなければならないという制度ですね。執行猶予については、刑の一部の執行猶予ということもできるようにする刑法の改正が成立していますので、詳しいことは、刑法や刑事政策の講義で学習して下さい。また、最近、法学部の三田奈穂先生〔当時法律学科助教、現早稲田大学社会科学総合学術院講師〕が、明治時代に日本に執行猶予制度が導入された経過についての論文を、「成蹊法学」81 号や「論究ジュリスト」14 号に発表しておりますので、関心のある方は読んで下さい。〔三田奈穂「明治三十八年「刑ノ執行猶予ニ関スル法律」（法律第七〇号）について」成蹊法学 81 号 1 頁、同「明治期における単純執行猶予の導入をめぐる」論究ジュリスト 14 号 88 頁〕

(2) 郷里の街の本屋で

私が 30 歳くらいの頃、郷里の街の裁判所に勤務したとき、サラリーマンのご夫婦の離婚訴訟を前任者から引き継ぎました。お二人の間には 1 歳位のお子さんがありました。前任の裁判官の時に証拠調べも終わって、話し合いで解決する和解の進んでいましたが、離婚することを前提に、どちらが子供の親権者になるか、つまりどちらがお子さんと一緒に生活して世話をするかという点で合意がなかなかできない状態で引き継ぎました。

私にもそのころ 1 歳になってすぐの子がありました。日頃は家内が

私の母の手助けを受けて世話をしている、私自身は、お風呂へ入れたり一緒に遊ぶという楽しいことはしていましたが、その外の子供の世話をすること、たとえば、ミルクや離乳食などの食事を用意し、それを辛抱強く食べさせたり、暑さ寒さに応じて、きめ細かく着るものを変えたり、部屋の温度を調節したり、おむつを替えたり、おむつを洗濯したり（当時は布のおむつでした）という事が何もできないことを反省しながら、私より少し年上のその事件の夫にそんな話をして、私の所はこうですが、お宅ではどうでしたかと聞くと、別居する前も子供の世話はむこうがやってくれていた、私は仕事が忙しくて・・・との答えです。私は、「お子さんの親権者がどちらになるかということは、どちらが親権者になるのがお子さんの利益になるかを考えて決めます。お子さんにとって、食事を作って食べさせてくれ、おむつの面倒を見、季節に応じて衣類や部屋の環境を調節するという毎日の生活のお世話をすることができる人と一緒に暮らすことが一番利益になるのではないのでしょうか。」と説明しました。夫の側の弁護士が、「今、裁判官の言われたことも踏まえて一度持ち帰って考えて見ようか。」と引き取ってくれました。

次の和解の話し合いの日に、夫は、「弁護士さんとも相談して、親権は向こうに渡すことにします。」と答えてくれました。入れ替わりに妻の側を部屋に呼び入れて、夫が譲歩したことを伝え、「ご主人は、あなたの手元で育てる方がお子さんのためにいいことだとわかってくれたのですよ。」と付け加えました。それまで暗い顔をしていた妻の顔がほっと明るい顔になりました。その日に、手続を家事調停に切り替えて、ご夫婦は離婚し、子の親権者は母とするという内容の調停が成立しました。

〔和解が可能であるとの明文の規定された現行人事訴訟法と異なり、当時の人事訴訟手続法のもとでは、離婚訴訟の中で直接離婚を成立させる和解をすることはできないと考えられていた。私は家庭裁判所の裁判官も兼任していたので、離婚訴訟を担当する地裁裁判官として事件を家事調停に付し、家裁裁判官として家事調停を調停委員を関与させず1人で担当し（単独調停）、調停を成立させたものである。なお、現在は、離婚事件を含む人事訴訟は、家庭裁判所が取扱うことに裁判所法が改正されている。〕

それから何回か転勤し、夏の休暇に帰省して、郷里の街の本屋で本を眺めていたら、娘さんを連れた母親から「西田裁判官ですね。」と声を掛けられました。「あの事件ではお世話になりました。あの子がこの子です。もう6年生です。」といわれて、すぐ思い出しました。「子供には、裁判官が説得してくれて、あなたを育てることができるようになった、と話しています。」といわれました。ほんの1分程の立ち話だけです。詳しいことは何もわかりませんが、様子から2人が、穏やかに暮らしておられることが推察され、よかったなと思いました。

資料に、現在の民法766条1項の条文を記載しておきました。

[民法766条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

(2項以下省略)

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。]

離婚をする際に父親と母親のどちらが子と一緒に生活して世話をする（「監護」といいます）かを決めなければなりません。その場合、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定しています。実は、この、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という文言は、平成23年の法律改正で加えられたもので、先ほど話した離婚の事件を担当した当時は、子の利益を最も優先して考慮するという条文はありませんでした。しかし、その当時から、離婚に当たって父と母のどちらを親権者（監護者）にするかという場合の裁判実務での判断基準は、どちらにすることが子の利益になるかということでした。法律の規定はないけれどもほとんどの裁判官が判断基準としていた「子の利益」を、平成23年の法律改正で条文化したというわけです。

(3) 大都市のデパートで

転勤で大都市に住むようになり、デパートで、昔赴任していた土地の物産展があったので出かけて、参加している店の品をあれこれ見て

いると、記憶のある商店の看板が掛かっていました。

ああ、と思って、別の店の商品を見るふりをして、少し離れたところからその店の様子を眺めていると、記憶のある顔の若主人らしい人が愛想良くお客の応対をしています。

地方の都市で、その街の高校3年生が隣の高校の生徒と喧嘩をして、相手にアザなどの怪我をさせたという少年事件を担当しました。高校生の喧嘩というといわゆる非行グループが起こすケースが多いのですが、捜査記録や家庭裁判所調査官の作った報告書を読むと、その少年は、成績も良く、生徒会長や応援団長をするなど生徒の中でも人望があり、先生方からも信頼されているようでした。喧嘩の動機も詳しくは忘れましたが、学校の名誉がかかっているというようなことで、非行グループの場合の動機とは違っていました。一緒に現場の河川敷へ行った仲間には、お前ら手を出すなど言い置いて、こちらも1人相手も1人で、素手で喧嘩をしたもので、少し前の青春小説が劇画みたいだなと感じました。

報告書に記載された家庭裁判所調査官の意見は、再非行の可能性はないと考えるが、軽はずみな点があるので、裁判官から訓戒の上不処分とするのが相当であるというものでした。少年と保護者を呼び出して少年審判を開きました。本人や父親の話を知ると、家庭裁判所調査官の意見の通り再非行のおそれはなく、むしろ好青年であるとの印象でした。卒業後はどうするつもりか尋ねると、地元の特産品を製造販売している親の店に入り、いずれは親の跡を継ぎたいとはっきりした返事でした。社会生活の心構えなどを話して、不処分（特に処分しない）という結論を決めて、その場で伝えて終わりにしました。

デパートの物産展に出店していたのはその親子の店なので、若主人らしい人は、その少年の10年ほど後の姿だったとみて間違いのないと思いました。

私は、その店の商品が好きで、事件を担当するまでは、時々買っていたので、久しぶりに買いたいなという気持ちが動きましたが、離れたところから彼がテキパキと仕事をしているのを眺めるだけで満足して帰りました。

ですから、これは、私が一方的に姿を見たという形での出会いの話です。

資料に、少年に対して審判を開いた上で、特別の処分をしない措置、これを「不処分」と呼んでいます。その根拠となる条文を上げておきました。

[少年法 23 条（審判開始後保護処分に付しない場合）

（1 項、3 項省略）

2 家庭裁判所は、審判の結果、（中略）保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。]

記録を検討した上で審判を開いて、少年と保護者から話を聞いて、非行のあったことを確認し、今後の行動への注意を促すことで、再非行の可能性がないので、少年院へ送ったり保護観察にするなどの保護処分をする必要がないという判断をします。少年法についても刑事政策の講義で取り上げられると思います。

3 東京の裁判所で

何回か転勤を重ねた後で、東京の裁判所で仕事をするようになりました。そこで担当した事件についていくつかお話ししましょう。資料の判決年月日の次に書いてあるのは、その事件の判決の全文が掲載された判例雑誌等の出典で皆さんが図書館などで読みやすいもの、その次に（ ）の中に書いてあるのは、その判決についての解説や研究で皆さんが読みやすいものですので、詳しく勉強したいと思う人は、判決の全文や解説を読んで下さい。

(1) 絵本ノンタンの著者は誰か

東京地方裁判所平成 10 年 3 月 30 日判決（LEX/DB インターネット文献番号 28032940）

（谷口由記「著作権法一四条の推定を覆して著作者を認定した事例」判例著作権法 村林隆一先生古稀記念 387 頁）[村井麻衣子「著作者の立証〔ノンタン事件〕」著作権判例百選第 6 版 36 頁]

ここに「ノンタンぶらんこのせて」という絵本と「ノンタンおねしょでしょん」という絵本を持ってきました。この絵本はノンタンシリーズで、昭和 51 年から昭和 57 年までの間に 10 冊発行されました。このシリーズの絵本は大変よく売れたようで、今でも本屋に新刊の本

が売られています。皆さんの中には、小さい頃にこのシリーズの絵本を読んだことのある人もいます。この絵本が売り出された頃、私の子供たちもこの本を読む年頃だったので、新しい本が出るたびに買って、読んでやりました。言葉が大変リズムカルで子供たちもすぐ覚えました。子供たちが読んだ本は処分してしまったので、今日の話をするようになって古本屋を探して買って来ました。

さて、ここに同じ本が2冊ずつあります。内容はそれぞれ同じなのですが、違うところがあります。それは、作者の名前を記載した部分で、発行の時期が古いものには「Y・X」と2人の名前が漢字で書かれているのに、発行の時期が新しいものにはカタカナで「x」とだけ書かれています。

私子供たちにこの本を読んでやっていたころ、YさんとXさんはご夫婦でこの本を書いたということがテレビなどで紹介されていて、二人でこの絵本を書くまでのいきさつを書いたという「二人でノントン」という本も出版されていました。ところがその後お二人の夫婦仲が悪くなり、離婚されました。

いろいろいきさつがあった後、元妻のXさんが原告となって、元夫のYさんを被告として、ノントンシリーズの絵本の著作権がXさんにあることの確認を求める訴えを起こしたのに対し、元夫のYさんも自分が原告となり、元妻のXさんを被告として、ノントンシリーズの絵本の著作権がYさんにあることの確認を求める訴訟（反訴）を起こしました。

資料にあるように、著作権法14条には「・・・著作物の公衆への提供・・・の際に、その氏名・・・が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」と規定されています。

〔著作権法14条（著作者の推定）〕

著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）またはその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。〕

発行された絵本には、作者として Y さん X さんのお 2 人の名前が記載されていたのですから、これらの絵本の著作者は 2 人であると推定されます。ところが 2 人は、それぞれ自分だけが著作者であると主張したのですから、相手が著作者でないということを証明する必要があります。

たくさんの証拠書類を調べたり、両方の本人や 2 人がデビューする前から担当していた編集者などの証言を聞いた上で、私たち東京地方裁判所の知的財産権部の 3 人の裁判官は、ノンタンシリーズの絵本を創作したのは X さんであって、Y さんは補助的作業をしたに止まると判断し、X さんが著作権者であると認めました。Y さんは訴訟中に亡くなっていたので、訴訟を引き継いでいた人や会社が控訴しましたが、東京高等裁判所でも同じ結論で控訴棄却となりました。

このように X さんと Y さんとの間の訴訟で著作者が X さんであるという判断が確定したので、その後に発行される絵本には著作者として旧姓にもどった X さんの名前だけが表示されることになりました。

(2) 写真の著作者の氏名表示

東京地方裁判所平成 5 年 1 月 25 日判決（判例時報 1508 号 147 頁）
（飯島澄雄「黙示の許諾——ブランカ写真掲載事件」著作権判例百選第 3 版 186 頁、岡邦俊「続・著作権の法廷」20 頁）

フリーの写真家 X さんが、出版社 Y₁ から旅行情報雑誌の編集制作を委託されている制作会社 Y₂ の依頼を受けて、オーストラリアへ取材旅行をして、オーストラリアの風景等の写真約 2000 枚を撮影しました。X さんは、当初から掲載予定だった雑誌のオーストラリア特集号にその写真を掲載することは承諾していましたが、それ以外の号の表紙や記事にその中の写真が使用されたことについて、Y₁ と Y₂ を被告として、写真の著作権侵害による損害賠償、それが認められないなら写真の使用料、それとは別に、雑誌に掲載された写真に著作者として X さんの氏名を記載しなかったことによる損害賠償を請求する訴訟を起こしました。このように訴訟全体を見ると複雑で、法律的な問題点がいくつもあるので、ここでは、最後の、雑誌に掲載した写真に写真の著作者として X さんの氏名を記載しなかったことによる損害賠償に限って簡単に説明します。

資料にあるように、著作権法には、著作者は、自分の著作物が雑誌などに掲載される場合に、本名やペンネームを表示したり、逆にそれらを表示しない権利（氏名表示権といいます）があると規定されています（著作権法19条1項）が、同時に、著作者の利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り著作者名の表示を省略することができることも規定されています（同条3項）。

〔著作権法19条（氏名表示権）（2項、4項省略）

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。

- 3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。]

Yたちは記事の中に掲載した写真については、この3項によって著作者名を省略することができる場合であると主張しました。

私たち東京地裁知的財産権部の3人の裁判官は、この雑誌の中の記事に添えられた写真についても著作者名の表示を省略できる場合には当たらないとして、損害賠償を認める判決をしました。その他の請求についてもXさんの請求を一部認める判決で、双方から控訴がなくそのまま確定しました。XさんとY₁社、Y₂社との関係は、その判決に従ってお金が支払われて解決したと思われます。

この判決は判例雑誌に掲載され、何冊かの著作権についての教科書や実務的な解説書にその内容が紹介されました。その結果かどうかはわかりませんが、その頃より後、雑誌の記事の中の写真でも撮影した写真家の氏名が記載されている例が多くなったように思います。これは、先ほど言ったように、著作権法19条に規定された氏名表示権について同条3項が氏名の表示を省略できる場合を定めているのですが、その省略できる場合には当たらないと判断された裁判例として、雑誌等に写真を掲載する場合のルールを具体化する役割を、私たちの

判決が果たしたものと考えられます。

(3) ペリツェウス・メルツバッヘル病（PM病）訴訟

東京高等裁判所平成17年1月27日判決（判例時報1953号132頁）
（服部篤美「望まない妊娠出産事件——PM病事件」医事法判例百選140頁、本田まり「望まない妊娠出産事件——PM病事件」医事法判例百選（第2版）60頁、樋口範雄「続・医療と法を考える」105頁）

ペリツェウス・メルツバッヘル病（ここではPM病と言うことにします。）という病気は、脳の中の神経線維を覆う膜の成分となる特定のタンパク質がうまく作られないために生ずる極めてまれな中枢神経系の病気で、重度の運動障害、知的発達障害も伴いやすいとされています。この病気の原因は、遺伝子の異常によるもので、原因となる遺伝子が性染色体（その子が男性になるか女性になるかを定める染色体）の上にあるため伴性劣性遺伝の形式をとります。そうすると、その遺伝子を保有する母親から生まれる男の子の2分の1がこの病気を発症する確率となり、女の子の2分の1が病気を発症しないけれども異常な遺伝子を保有する確率となります。もっとも、その遺伝子を保有しない母親からも極めて小さな確率で突然変異によってこの病気の男の子が生まれる可能性もあるということです。

訴訟の原告となったご夫婦に長男が生まれました。間もなく症状が現れたのでいくつかの病院で診察を受けたけれども原因が不明でしたが、被告の法人が開設する医療療育センターのA医師が診察してPM病の疑いが強いと診断しました。原告らは引き続き長男を被告の医療療育センターで受診させ、診察や日常生活の指導を受けていました。その際、原告らはA医師に次の子供を作りたいが大丈夫でしょうかと質問しました。それに対してA医師がどう答えたかについては訴訟になってから事実認定が争われましたが、男の子が生まれた場合この病気を発症する危険性が相当にあることの説明はされませんでした。

原告ご夫婦の二人目の子も男の子でしたが健康な子供でした。ご夫婦の3人目の子も男の子でしたが、この三男BにPM病が発症し、ご夫婦は生活の全てに介護の必要なこの病気の子を2人育てていくことになりました。

原告ご夫婦は、法人を被告にして、A医師の説明は不正確だったと主張して不法行為による損害賠償として約8200万円ずつ合計約1億6400万円の支払を求める訴訟を起こしました。この訴訟も事実認定、法律問題などいろいろの問題点を含むので、損害の認定に絞ってお話しします。

請求金額の内訳は原告1人あたり1500万円の慰謝料の外に、過去と将来の介護費用、家屋の改造費（エレベーターやリフトの設置費用等を含む。）、車いすの買い換え費用などの財産的損害です。

1審の東京地裁医療事件集中部は、A医師の説明は不正確だったとして雇主である法人の責任を認めましたが、損害としては、原告1人について慰謝料800万円と弁護士費用80万円ずつ、2人分で合計1760万円だけの支払を命じました。

1審判決は、介護費用等を損害と認めなかった理由の一つとして、資料にあるとおり、「(Bは)PM病を発症すべき状態でなくてはこの世に生を受けることのできなかった存在であるところ、・・・Bの出生に伴って、原告らが事実上負担することになる介護費用等を損害と評価することは、Bの生をもって、原告らに対して、健常児と比べて上記介護費用等の出費が必要な分だけ損害を与えるいわば負の存在であると認めることにつながるものといわざるを得ず、当裁判所としては、・・・介護費用等を不法行為上の損害と評価し、これとA医師の説明義務違反との間に法的因果関係があると認めることに躊躇せざるを得ない。」と判断していました。

原告、被告の両方が控訴した事件を、東京高裁の私たちの部が担当しました。

私たちの判決でも、A医師の説明は不正確だったとして雇主である法人の責任を認めました。損害額については、慰謝料だけでなく、介護費用、家屋の改造費等も認定し、結論としては原告1人について約2415万円、2人分合計約4830万円の支払いを命じました。

その点について、資料にあるように、「(介護費用や家屋改造費)を損害として認めることは、BがPM病の患者として社会的に相当な生活を送るために、原告らが両親として物心両面の負担を引き受けて介護、養育している負担を損害として評価するもので、Bの出生、生存自体を原告らの損害として認めるものではない。上記のような費用を

不法行為の損害と評価し、A医師の説明義務違反との間に法的因果関係を認めることがBの生を負の存在と認めることにつながり、社会的相当性を欠くということとはできない。」と判断したものです。

1審の考え方と2審の考え方はどちらもありうると思います。皆さんは、どちらの考え方に賛成しますか。考えてみて下さい。

なお、妊娠中の母親が風疹にかかったため生まれてきた子に障害が生じた場合に、検査や説明をしなかった医師や病院に対し親が損害賠償を求めた事件は、それまでも数件ありましたが、損害賠償が認められる場合でも、1審のように、慰謝料と弁護士費用だけを認めていました。

(4) 男女賃金差別を理由とする損害賠償事件

東京高等裁判所平成20年1月31日判決（判例時報2005号92頁）

（浅倉むつ子「男女別コース制の下での男女賃金差別の合理性——兼松事件」ジュリスト1376号「平成20年度重要判例解説」250頁）
[島田裕子「男女の昇格差別とその救済——兼松事件」労働判例百選第9版32頁]

大企業に勤める6人の女性が会社を被告として、訴訟を起こしました。

いくつもの事柄が請求されたのですが、ここでは原告らが、平成4年から平成15年までの間に、同期の男性社員との間に賃金格差があったのは、違法な男女差別による不法行為であるとして損害賠償を求めた部分について大づかみに話します。

その当時、被告会社では、ほとんど全てが男性である一般職に適用される賃金体系と全て女性である事務職に適用される賃金体系とは違っていて、25歳では事務職の賃金は一般職の約82%、45歳では約57%で、事務職は定年近くになっても一般職の27歳の賃金よりも低いものでした。事務職の賃金の適用を受けていた原告らはこのような賃金格差は違法な男女差別によると主張しましたが、会社は、事務職と一般職の賃金の格差は、担当する仕事の違いによるものであり、事務職に男性がいないのは、男女を問わず募集しているけれども男性の応募がないのだと主張しました。東京地裁労働事件専門部のした1審判決は、原告らの請求を認めませんでした。

原告らが控訴した事件を、東京高裁の私たちの部が担当しました。私たちは次のように判断しました。

原告たちがそれぞれ入社した当時（昭和32年から昭和57年）は、賃金は男性に適用されるA体系と女性に適用されるB体系に区別されて格差があったけれども、当時は女性の勤続期間が極めて短く、男性は困難度の高い業務、女性は補助的な業務を中心におこなっていたので、処遇と職務内容の実態は合致しており、賃金格差があることが不法行為にあたるとはいえなかった。会社は、昭和60年から事務職と一般職に分けた賃金体系を導入したが、事務職の賃金体系は女性用のB体系を、一般職の賃金体系は男性用のA体系を基本的に引き継いだものである。原告らが損害賠償を求める期間が始まる平成4年には長期間勤続する女性も増え、その中には経験を積んで一般職と同じ職務、同等の困難度の職務を行っている人が相当数おり、原告の内4名もその中に含まれている。

私たちはそのような前提となる認定、判断を踏まえて、この4名の原告の関係では、一般職と事務職の間の賃金格差（A体系とB体系の賃金格差を引き継いだもの）の合理性を基礎づける事実が失われていると判断し、4名の原告の関係で不法行為の成立を認め、会社が新しい人事制度を導入した平成9年以降についても同様に判断して、原告の内4人について、1人あたり約840万円から約2350万円の損害賠償を命ずる判決をしました。この判決については、双方が最高裁へ不服申立てをしましたが、最高裁は私たちの判断を維持しました。

この判決が確定したので、原告らと会社の間この法的紛争は解決しましたが、それだけでなく、この判決は多くの労働法の教科書に引用され、コース別雇用管理に関する裁判例として紹介されています。

このようにかいつまんで説明すると当たり前の判断のように思われるかも知れませんが、1審の労働事件専門部が原告らの請求を認めなかったことや高裁の私たちも原告の内2人の請求を認めなかったことから見当がつくように、会社側は会社側としての法的な理由があると主張し、その考え方でよいという判断もありうる難しいケースでした。

4 裁判官の仕事の特質

ここまで話したように、裁判官の仕事にはいろいろの分野の仕事が

あり、1つの分野の中にもいろいろな種類の事件がありますが、どの分野、どの種類の事件でも共通する点があります。

- (1) 共通点の1つ目は、1件1件その事件で提出された証拠によって事実を認定し、その事実に基づいて法律を適用して、適切な結論を出すという判断の仕方はどの分野、どの類型でも同じだということです。

そして、裁判官の仕事の目的は、その1件1件の事件で、刑事、民事、家事、少年のそれぞれの分野の裁判の目的にかなった、適切な判断を示すことに尽きるということができます。

「3 東京の裁判所で」の項で紹介したように、その事件の判決が判例集や判例雑誌で紹介されることによって、将来同じような事件についての裁判や、社会でいろいろの活動をする場合の参考となる場合があります、各分野の法律学を研究する先生方がその裁判について研究し、教科書などに引用されることでその分野の法律学の知識の一部となることはありますが、それは副次的な効果なのです。もっとも、副次的な効果であるとしても、法律にはっきり書かれていないため解釈が分かれていた点、細かな事項のためあまり議論されていない点について判断を示し、将来の裁判や、社会での活動の参考となることは、重要な役割であるといえます。

- (2) 共通点の2つ目は、1件1件の事件を審理し、適切な結論を出すのは、その事件を担当している1人の裁判官や、3人の裁判官が合議体として担当するときはその3人の裁判官だけで判断し、他の人から、この被告人を有罪にせよとか、こちらの当事者を勝たせよというような指示を受けることはないということです。これは「裁判官の独立」という憲法76条3項に規定された裁判官の仕事の仕方の特徴ですね。

- (3) 共通点の3つ目は、その事件を担当する裁判官だけで判断するといっても、審理の過程では、裁判所内の専門知識を持った人の補助を受けるということです。4つの分野どの分野の仕事をするときでも、証言などを書き取って訴訟記録を作成し、当事者と必要な連絡をとって法廷が円滑に進むように準備する裁判所書記官が補助して

くれます。少年や家事の事件では家庭裁判所調査官が調査をした報告書が重要な役割を果たします。民事事件の中の特許事件等では技術的な事柄について裁判所調査官がサポートしてくれます。

- (4) 共通点の4つ目は、1件1件の事件を審理し、適切な結論を出すためには、裁判官だけががんばっても十分ではなく、当事者の側の法律家、すなわち、刑事事件や少年事件では検察官と弁護士（少年事件の場合は付添人といいます）、民事事件や家事事件では両方の当事者の代理人である弁護士が、それぞれの立場で十分な訴訟活動をするので、訴訟制度が適切に機能するということです。

そのことは、大都市でも地方の街でも日本全国の裁判所が扱うどの事件にも当てはまることです。「3 東京の裁判所で」の項で紹介したような複雑な事件では、原告、被告それぞれにその分野の一流の弁護士が代理人になって、立証や法律論にがっぷり四つに組んで争っており、そのような十分な審理を通じて初めて適切な結論を導き出すことができるのです。

5 おわりに

今日は、私の経験を中心に裁判官の仕事について話しました。最後に話したように、法的紛争を解決するためには裁判官だけでなく、その事件に関わる検察官、弁護士がそれぞれの立場で十分に訴訟活動してこそ適切な解決ができるのです。また、裁判所の中では、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等が裁判官をしっかり補助することで裁判官が十分に仕事をする事ができるのです。

皆さんは、将来社会でどんな仕事をしようかと考えておられると思います。今日の私の話が、将来の進路の選択肢として、社会に発生する紛争を解決し、人権や秩序をまもる法律家、具体的には、弁護士、検察官、裁判官などへの道を、あるいは、裁判所の中で裁判官の仕事を支える裁判所書記官や家庭裁判所調査官への道を、考えて下さるきっかけとなれば、うれしく思います。

(以 上)

(本稿を、成蹊法学の「横山潤教授追悼号」に掲載して頂こうと考

えたのは、次のようないきさつからである。

2015年の夏期休暇の前頃、横山教授から、頼みたいことがあると言われ、お話を聞いた。横山先生は、法科大学院の他に法学部でも講義をしているが、法学部の学生と接していると、法律家志望の学生が少ないと感じる。それは、教員の側からの、法律家を志望することへの働きかけが十分でなく、学生が法律家の仕事のことを知らないからではないかと思う。自分は、学生が志望を固める後期の授業を担当しているので、その授業の1回を使って法律家の仕事の紹介をし、法科大学院進学を勧める講義をすることを予定している。村上政博教授も賛同され同じ頃にご自分の法学部での講義の1回を使って、弁護士の仕事について説明し、法律家を目指すよう勧誘する講義をする予定となっている。私（横山先生）は法学部で2科目担当しているので、もう1つの科目の授業の時間を1回提供するので、裁判官の仕事について話をして、学生の法律家志望の意欲を刺激してもらえないか、ということであった。

私は、学生時代、三ヶ月章教授や加藤一郎教授が講義の中で、何度も、いろいろの言葉で法律家となることを勧められたのを聞いて、かねてから抱いていた法律家志望の気持ちを固めた体験を思い出して、やらせて頂きますと即答した。しかし、学部生にまとまった話をした経験がないので、学部生はどんな話に興味を持ってくれるかお尋ねすると、抽象的でなく具体的な話、具体的な条文と結びつく話がよいと思うと助言して下さいました。3週間ほど前に草稿を完成させて横山先生にお見せしてコメントを頂いた。

この講演については横山先生が手配されて、学内で掲示され、横山先生の講義の学生と北島（村田）准教授（現教授）の民事手続法の講義の学生が授業の一環として聴講して、聴講者の中心となってくれた。

法学部学生の法律家志望の意欲を高めようと努力していらっしやっした横山先生のお姿を思い起こす記録として、この講演の原稿に多少の補正を加えて、本号に掲載して頂く次第である。2021年9月15日記）